

# 障害者職業生活相談員

公務部門向け

## 資格認定講習テキスト



## はじめに

障害者の就労意欲が高まっている中で、障害者が希望や能力、適性を十分に生かし、障害の特性等に応じて活躍できる社会の実現に向けて、障害者雇用政策の一層の充実が必要となっています。

こうした状況の中、平成30年8月、多数の国及び地方公共団体において、長年にわたり実際には法定雇用率を達成していなかった状況が明らかになりましたが、その後積極的に障害者の雇用を進め、令和6年6月1日現在の国の機関における障害者の雇用率は3.07%、都道府県の機関における障害者の雇用率は3.05%となり、前年を上回りました。市町村の機関、都道府県等の教育委員会においても障害者雇用は着実に進展し、公的機関に在職している障害者数は前年を上回っています。

他方で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の改正により、令和5年4月から、公務部門も含めた全ての事業主の責務に、適当な雇用の場の提供、適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化されたところでもあり、障害者の活躍の推進に関する取組をより一層進め、障害者の雇用の質の向上を図ることも重要です。今後も国及び地方公共団体は、率先して障害者を雇用するとともに、障害者の活躍を推進する体制を整備し、一人ひとりが能力を発揮し、活躍できる職場づくりを推進していく必要があります。

障害者の雇用の推進に当たり、障害者職業生活相談員は、障害者の職業生活全般の相談、指導を行うこととされており、障害者が能力を最大限に発揮し、職業生活を通じて社会参加を手助けするとともに重要な役割であると言えます。

本書は、国及び地方公共団体において障害者職業生活相談員として選任される方の疑問や不安などに応えることができるよう、障害者雇用に関する理念、障害者の雇用管理、障害の特性、各種支援施策等の幅広い内容について、各種障害者問題に携わる専門家、学識経験者等の御協力を得ながら編集しております。国及び地方公共団体において雇用管理の実務に携わる方々にとって、障害者雇用に関する必要な知識やノウハウ等の情報を得るための入門書としても広く活用していただき、障害者の雇用の促進とその職業の安定の一助となれば幸いです。

令和7年5月

厚生労働省

本テキストの文中において、以下の用語については略称で表記している箇所があります。

障害者基本法（昭和45年法律84号） → 基本法

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号） → 促進法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） → 障害者総合支援法

公務部門における障害者雇用に関する基本方針 → 基本方針

## 障害者職業生活相談員について

これから障害者職業生活相談員（以下「相談員」という。）として活動される皆様方の中には、職場で何をすればいいのかと不安を抱かれている方もおられることでしょう。ここでは、まず相談員の概要等についてご説明いたします。

### （１）趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努めなければならない（第４条）、国及び地方公共団体は、自ら率先して障害者を雇用するとともに、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるほか、事業主、障害者その他の関係者に対する援助の措置及び障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずる等障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない（第６条）と定められています。

民間の事業主に対して率先垂範する観点からも、国及び地方公共団体においては法定雇用率の達成に留まらず、障害者雇用を継続的に進めることが重要であり、障害者の雇用を進めるためには、採用することだけでなく、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大切です。

そこで、相談員は、障害者の採用後の職業生活の充実を図り、職業生活を通じて障害者が社会参加できるよう手助けすることを目的として活動します。

### （２）相談員の役割

国及び地方公共団体の任命権者は厚生労働省令で定める数（５人）以上の障害者が勤務する事業所において、相談員を選任し、その者に障害者の職業生活に関する相談、指導を行わせなければならないとされており、これにより相談員は障害者の職場適応の向上を図り、その有する能力を最大限に発揮させるよう障害者の特性に十分配慮した雇用管理を期することとされています。

相談員の役割は、おおむね次のような事項について障害者から相談を受け、またはこれを指導することです。

- ① 障害者の適性・能力に応じた職務の選定等に関すること。
- ② 障害者の希望に応じた研修の実施等、障害者の職業能力の向上等に関すること。
- ③ 障害者の障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備に関すること。
- ④ 労働条件や職場の人間関係等障害者の職場生活に関すること。
- ⑤ 障害者の余暇活動に関すること。
- ⑥ その他障害者の職場適応の向上に関すること。

相談・指導内容は多岐にわたり、相談員のみで解決することが難しいこともあるでしょう。その場合は、採用・人事担当者や配属先の上司などと組織的に問題解決に向け検討していくことが必要です。

また、公共職業安定所（ハローワーク）や地域の就労支援機関へ相談するといった方法も有効でしょう。

### (3) 相談員の選任

国及び地方公共団体の任命権者は、5人以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は促進法第13条第1項の適応訓練を修了し、当該適応訓練を委託された事業主に雇用されている者に限る。）が勤務する事業所においては、その勤務する職員であって相談員の資格を有するもののうちから相談員を選任しなければならないとされています。（障害者の雇用の促進等に関する法律第79条第1項）

また、国及び地方公共団体の任命権者は、相談員を選任すべき事由が発生した日から3か月以内に相談員を選任し、次の事項を記載した届書を国及び都道府県の任命権者は厚生労働大臣に、市町村及び促進法施行規則第4条の12に規定する特別地方公共団体の任命権者は、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に遅滞なく提出しなければならないとされています。

- ① 相談員の氏名
- ② 相談員の資格を有することを明らかにする事実
- ③ 当該事業所の職員の総数及び当該職員のうち促進法第79条第1項に規定する障害者の数

なお、法的義務は相談員を1名選任することで達成されるものですが、相談員制度の趣旨にかんがみ、当該事業所の規模、障害者の数、障害の種類等に応じ複数の相談員の選任を行うことが望ましいでしょう。

### (4) 相談員の資格

相談員の資格を有する者は、次のいずれかに該当する者です。

- ① 職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る。）の修了者等
- ② 大学若しくは高等専門学校（旧専門学校を含む。）の卒業生又は職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く。）、高度養成課程の指導員養成訓練、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者等で、その後1年以上障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
- ③ 高等学校等の卒業生（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後2年以上障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
- ④ その他の者で、3年以上障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
- ⑤ ①～④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥ 障害者職業生活相談員資格認定講習（（以下「資格認定講習」という。）詳しくは後述（5）を参照）の修了者

### (5) 資格認定講習

厚生労働省が実施する資格認定講習の概要は次のとおりです。

なお、国及び地方公共団体に勤務する職員は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する資格認定講習については受講することができません。

## 【実施方法】

資格認定講習は、厚生労働省が委託する民間企業において、オンデマンドにて実施します。

## 【受講者】

資格認定講習の受講対象者は、5人以上の障害者が勤務する国及び地方公共団体の事業所であって新たに相談員を選任する必要がある事業所において、相談員として選任が予定される職員で資格認定講習の受講が必要な者その他これに準ずる者です。

## 【講習内容】

資格認定講習は、基礎編・実務編を合わせて6.5時間以上で行われ、その講習テーマは主として次のような事項です。

### ア 基礎編

必須テーマとして、総論、障害者雇用の現状と課題、関係行政機関と障害者対策、障害者職業生活相談員。

### イ 実務編

必須テーマとして、採用・配置、労務管理、人間関係管理と生活指導、職場適応の向上、障害別にみた雇用の実際。その他、障害者の心理・特性、医学的立場からみた障害者の雇用、適職の選定・能力の開発・教育訓練、施設・設備の改善・作業環境の整備、カウンセリングのカリキュラムを設定。

### ウ 応用編（動画視聴）

障害者雇用事業所見学

## 【受講料】

受講料は無料です。

## 【受講手続】

厚生労働省あるいは都道府県労働局からの受講案内に基づき、申し込むこととなります。

## 【修了証書】

資格認定講習を修了した者には修了証書が交付されます。



# 目 次

はじめに	1
障害者職業生活相談員について	3
<b>第1章 障害者雇用の理念と現状</b>	
第1節 障害者雇用の理念と障害者雇用対策の動向	14
1 障害者雇用の理念	14
2 障害者雇用対策の動向	14
第2節 障害のとらえ方	17
1 働くことの意義と職業リハビリテーション	17
2 生活機能と障害の関係	17
3 ニーズと障害の受容	19
4 職業リハビリテーション活動のとらえ方	20
5 個人特性と環境要件のとらえ方	22
6 雇用する組織の対応と支援体制	24
7 キャリア発達と地域ネットワーク	25
<b>第2章 障害者の雇用管理上の留意点</b>	
第1節 障害者の力を活かせる組織・職場づくり	28
1 障害者と共に働くための理解と配慮	28
2 各機関における推進体制の整備	28
3 職場環境・条件の整備	29
第2節 障害者の募集・採用	31
1 障害者雇用に取り組むに当たっての各ステップ	31
2 職務の選定	33
3 任用形態	33
4 募集・採用手続	34
5 募集及び採用に当たっての合理的配慮の事例	35
第3節 障害者の配置・職場適応・定着	37
1 障害者の配置・職場適応・定着	37
2 職場定着を進めるための対策	38
3 障害者職業生活相談員の役割	39
4 障害者の職場定着のための組織的な対応	40
5 外部の支援機関の活用	42
第4節 障害者の職業能力開発	45
1 障害者に対する職業能力開発における留意点	45
2 職業訓練の指導の流れ	46
3 職業訓練でのフィードバックのポイント	47
4 職業訓練での話し方の工夫	48
5 テレワーク勤務にむけての職業訓練	50
第5節 障害者の勤務条件等の整備	52
1 勤務制度・休暇制度	52

2	テレワークの活用	53
3	人事評価	54
第6節	障害者の健康と安全	56
1	基本的な考え方	56
2	さまざまな健康管理体制のなかでの取組み	57
3	障害者の健康と安全を守るために	57
4	各障害別の健康と安全の留意点	58
第7節	障害者のための職場環境	63
1	はじめに	63
2	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）と技術的基準	63
3	車いす使用者、歩行困難者等身体障害者への配慮	64
4	環境に配慮が必要な人への配慮	67
5	おわりに－まとめと今後について－	73
第8節	障害者へのカウンセリング（相談）	74
1	はじめに	74
2	相談員が意識しておくべき大前提 ～信頼関係の構築～	74
3	その他の重要な心がけ	75
4	具体的技術	77
5	認知的能力に配慮した相談の進め方	84
6	オンラインを利用した相談	85
7	おわりに－相談員が一人で抱え込まないことの重要性－	86
<b>第3章 障害別にみた特徴と雇用上の配慮</b>		
第1節	肢体不自由者	88
1	肢体不自由の種類と特徴	88
2	雇用上の配慮	89
3	義肢・装具・車いす	91
第2節	視覚障害者	94
1	視覚障害とは	94
2	全盲・ロービジョン（弱視）者の利用する情報形態とPCの利用	97
3	重度視覚障害者の雇用のポイント	99
4	継続雇用・職場適応援助者（ジョブコーチ）	101
5	就労支援機器・ソフト	102
第3節	聴覚・言語障害者	104
1	聴覚・言語障害の理解	104
2	聞こえに障害があると	105
3	さまざまなコミュニケーション方法がある	106
4	聴覚障害者の職業適性	108
5	雇用上の配慮	109
6	コミュニケーションあふれる豊かな職場を	112
第4節	内部障害者	113
1	内部障害の定義と種類	113
2	内部障害の統計	113
3	心臓機能障害	114
4	腎臓機能障害	115

5	呼吸器機能障害	116
6	ぼうこう又は直腸の機能障害	118
7	小腸機能障害	119
8	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	120
9	肝臓機能障害	123
第5節	知的障害者	125
1	知的障害者とは	125
2	知的障害者の雇用の現状	126
3	知的障害者の雇用のポイント	126
4	知的障害者雇用の課題と取り組み	128
第6節	精神障害者	131
1	精神障害とは	131
2	精神障害者に対する雇用上の配慮	136
3	長期休業後の職場復帰における配慮	139
第7節	発達障害者	141
1	発達障害とは	141
2	発達障害の障害特性	143
3	相談の際の留意事項	146
4	就職・定着促進のための配慮事項、支援策	147
5	就労支援利用状況からみた事例（広汎性発達障害・自閉症スペクトラム障害を中心に）	149
第8節	その他の障害者	151
1	難病等による障害	151
2	高次脳機能障害	158
3	若年性認知症	165

## 第4章 障害者の雇用促進施策の体系

第1節	障害者雇用対策の現状	172
1	障害者雇用対策の体系	172
2	障害者雇用対策の現状	172
第2節	障害者の雇用の促進等に関する法律の体系	178
1	障害者の雇用の促進等に関する法律の体系	178
第3節	障害者の範囲	179
1	障害者の範囲	179
2	身体障害者の範囲	179
3	知的障害者の範囲	179
4	精神障害者の範囲	180
5	その他の障害者の範囲	180
第4節	障害者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供義務	181
1	障害者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供義務	181
2	公務員に対する適用除外と一般職国家公務員における合理的配慮指針	181
3	地方公務員に対する適用関係	182
第5節	障害者雇用率制度と雇用安定のための措置	183
1	障害者雇用率制度	183
2	法定雇用率の適用と算定	184
3	障害者の雇用状況の報告	186
4	障害者の雇入れに関する計画と適正実施勧告	186

5	公表	187
6	障害者雇用納付金制度の概要	187
7	障害者の雇用の安定のための措置等	188
8	解雇等の届出	190
<b>第5章 関係施設とサービスの概要</b>		
第1節	関係施設とサービスの概要	192
1	ハローワーク（公共職業安定所）	193
2	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）	194
3	障害者就業・生活支援センター	195
4	障害者総合支援法による障害福祉サービス	196
5	障害者職業能力開発校	197
6	発達障害者支援センター	197
7	難病相談支援センター	197
8	労災病院	197
9	福祉事務所等	197
10	身体障害者更生相談所	198
11	知的障害者更生相談所	198
12	精神保健福祉センター	198
13	特別支援学校・特別支援学級等	198
14	その他	198
<b>第6章 障害者雇用に関する各種援助</b>		
第1節	人事担当者に対する支援	200
1	人事担当者に対する支援	200
第2節	障害者と共に働く上司・同僚に対する支援	203
1	障害者と共に働く上司・同僚に対する支援	203
第3節	障害者に対する支援	205
1	就職に向けた準備、支援	205
2	職場適応、定着に向けた支援	205
<b>資料編</b>		
第1節	障害者雇用関係統計資料	210
1	概要	210
2	障害者雇用率の状況	212
3	障害者の求職・就職状況	213
第2節	障害者基本計画（第5次）（抄）	214
第3節	障害者雇用対策基本方針	218
第4節	公務部門における障害者雇用に関する基本方針	233
第5節	障害者差別禁止指針 障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、 事業主が適切に対処するための指針	240
第6節	合理的配慮指針 雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは 待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている 事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針	244
第7節	プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインの概要 - 事業主の皆様へ -	250

第8節	関係通知	254
1	職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して 各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針について（通知）	255
2	障害者を対象としたプレ雇用に当たっての留意事項について（通知）	263
3	障害者を対象としたステップアップの枠組みについて（通知）	265
4	障害者を非常勤職員として任用する際の制度運用について（通知）	266
5	障害を有する職員の人事評価について（依頼）	268
6	障害者の採用に係る募集及び採用の方法等に関する基本的な考え方等について（通知）	272
第9節	関係機関・施設一覧	273
1	関係機関・施設一覧	273
(1)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	273
①	障害者職業総合センター	273
②	広域障害者職業センター	273
③	地域障害者職業センター	273
④	就労支援機器貸出・相談窓口	274
(2)	障害者就業・生活支援センター	275
(3)	障害者職業能力開発校	287
(4)	発達障害者支援センター	289
(5)	難病相談支援センター	293